

第5 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、令第24条の適用については棟単位又は階単位、令第25条の適用については階単位とすること。（昭和52年1月6日消防予第3号）
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。従って、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数とはしない。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
- (2) 令第24、25条の適用にあたっては、従業者として算定する者は、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
 - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 収容人員を算定するにあたって床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。
 - イ 廊下、階段及び便所等は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。
- (4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。

（昭和48年10月23日付け消防予第140号、消防安第42号）

 - ア ソファ等はいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席
 - ウ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席
 - エ 固定的（恒常的）なテーブルに通常対応するいす席
- (5) 令別表用途の中に存する専用住宅の居住者は、収容人員の算定に含めないものとする。
- (6) 単位面積当たりで除して収容人員を算定する場合は、同一部分の面積を全て合算後、前(3)、アにより算定するものであること。

防火対象物の収容人員算定

区 分		収 容 人 員 の 算 定 方 法
1 項	イ ロ	従業者の数＋客席部分の人数等＝収容人員 1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.4m で 1 人） 2 立ち見席は、当該床面積 0.2 m ² で 1 人（椅子席の通路は含まない） 3 その他の客席は、床面積 0.5 m ² で 1 人
2 項		従業者の数＋客席部分の人数等＝収容人員
	イ	1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.5m で 1 人） 2 出演者等が在室する楽屋、控室及びその他の部分は、当該床面積 3 m ² で 1 人
	ロ	1 観覧、飲食、休憩用の固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.5m で 1 人） 2 遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数 3 和式、立ち見席は、床面積 3 m ² で 1 人 注 1 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。 ① ボーリング場は、レーンに付属する固定式の椅子席の数とする。 ② ビリヤードは、1 台につき 2 人とする。（昭和 48 年 10 月 23 日消防予第 140 号、消防安第 42 号） ③ 麻雀は、1 台につき 4 人とする。 ④ ルーレット等ゲーム人員の制限のないものについては、台等の寄りつき部分 0.5m につき 1 人として算定する。 なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。 注 2 ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。 注 3 ディスコ、ダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として 3 m ² で除して算定すること。
	ハ	1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.5m で 1 人） 2 待合室は、当該床面積 3 m ² で 1 人
	ニ	1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.5m で 1 人） 2 待合室は、当該床面積 3 m ² で 1 人
3 項		従業者の数＋寄席部分の人数等＝収容人員
	イ	1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.5m で 1 人）
	ロ	1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾 0.5m で 1 人）
		2 その他の部分（和式、客席等）は、床面積 3 m ² で 1 人
4 項		従業者の数＋従業者以外の者等＝収容人員 1 売場の床面積を 4 m ² で 1 人（陳列棚、ショーケース等をおいている部分も床面積に入れる。）（昭和 48 年 10 月 23 日消防予第 140 号、消防安第 42 号） 2 飲食店又は休憩部分の床面積を 3 m ² で 1 人（固定式の椅子席等がある場合でも 3 m ² で 1 人とする。）

5 項	イ	従業者の数＋ 宿泊室 洋式 和式 集会・宴会 飲食・休憩 部分 シングルベッド 1 人 セミダブル・ダブルベッド 2 人 床面積 6 m² で 1 人（前部屋も含める） 椅子の数（長椅子は、巾 0.5m で 1 人） 床面積 3 m² で 1 人 団体客を宿泊させる部分は、3 m² で 1 人 1 簡易宿泊所の階層式寝台は、上下別に床面積 3 m² で 1 人、ベッド式はベッドの数で算定する。 2 ホテル、旅館営業は、市長（保健所）の許可が必要で、ホテル 9 m²以上の室が 10 室以上、旅館 7 m²以上の室が 5 室以上が許可の基準、これ未満のものは、旅館等の営業はできないものであること。 ① 通常宿泊者 1 人当たりの床面積がおおむね 3 m² で使用実態のある和室にあっては、宿泊室を 3 m² で除すること。 ② 一の宿泊室に和式部分と洋式部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。 ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものはこの限りではない。
	ロ	居住者の数により算定する。 ① 共同住宅で同意審査時は、次により算定する。 a 4LDK、5DK以上の1住戸の居住者 b 3LDK、4DKの1住戸の居住者 c 2LDK、3DKの1住戸の居住者 d 1K、1DK、1LDK、2DKの1住戸の居住者 5 人 4 人 3 人 2 人 ② 下宿、寄宿舍の場合は、寮管理規程及び契約書等により実態を把握する。 一般的に 6 畳（和室、洋室）以下は 1 室 1 人とする。
6 項	イ	医師、看護師等従事者の数＋ 病室内にある病床の数 待合室は、床面積 3 m² で 1 人 ① 廊下を待合室にしている場合は、建基令第 119 条に規定する廊下幅員以外の部分を 3 m² で除する。（昭和 48 年 10 月 23 日消防予第 140 号、消防安第 42 号） ② 病院等の乳幼児は、収容人員に含める。（昭和 48 年 10 月 23 日消防予第 140 号、消防安第 42 号） ③ 病院が和室の場合は、6 m² で除して得た数とする。 ④ 予防診断制度を実施している診療所等についても規則第 1 条によって算定する。
	ロハ	従業者の数＋要保護者の数＝収容人員
	ニ	教職員の数＋児童生徒等数＝収容人員
7 項		教職員の数＋児童・生徒・学生の数＝収容人員
8 項		従業者の数＋閲覧室、展示室、会議室、休憩室の床面積の合計を 3 m ² で 1 人＝収容人員 ※ 書架、陳列ケース等の部分も床面積に含める。
9 項	イロ	従業者の数＋浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m ² で 1 人＝収容人員 ※ 休憩の用に供される部分には、体育、待合、娯楽室等を含む。

第5 収容人員の算定

10 項		従業者の数＝収容人員 ※ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者の他に従属的な業務に従事する者（例えば、食堂、売店の従業者、ポーターを含めること。）
11 項		神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数＋礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m²で 1 人＝収容人員 ※ 固定椅子の礼拝堂等であっても 3 m ² で除すること。
12 項	イ ロ	従業者の数
13 項	イ ロ	従業者の数
14 項		従業者の数
15 項		従業者の数＋従業者以外の者が使用する部分の床面積 3 m²で 1 人＝収容人員
17 項		床面積を 5 m²で除して得た数
新築工事中 の建築物		従業者の数＋（仮使用承認を受けた部分がある場合は、その部分の用途ごとの算定方法により算定した数）